

8 児童クラブ

児童クラブは、保護者が仕事をしている家庭のお子さんにとって、家庭に代わる帰宅の場所です。専門の指導員が見守る中、遊びや仲間づくりを通して、お子さんの健全な育成を図っていきます。

■ 実施内容

対象児童	開設日	開設時間	備考
市内小学校の 1年生～6年生 ※定員を超える 場合は、1年生～ 4年生が優先と なります。	平日 (祝日を除く)	授業終了後から 午後6時まで	※希望者は、午後6時30分まで延長保育 (有料：200円/日)あり。
	学校休業日 (年末年始を除く)	午前7時30分から 午後6時まで	※夏休み、冬休み、春休み、創立記念日、 県民の日および学校行事振替日など。
	土曜日 (月1回)	午前7時30分から 午後6時まで	※クラブによって開設日は異なります。

《開設場所》

市内各小学校・公民館等

《児童クラブの休日》

土・日・祝日、および8月13日～16日、
12月29日～1月3日の期間

《月額費用》

該当月	金額	備考
下記以外の月	4,000円	きょうだいで 入会する場合、 2人目以降は 半額です。
3月、4月、7月	5,000円	
8月	6,000円	

※別途、保険料および手数料850円(年額)が必要です。

■ 入会方法

児童クラブの利用を希望する方は、下記の要件等をご確認のうえ、教育委員会 社会教育課へお申し込みください。

《児童クラブの利用を必要とする事由》

- ・ 就労
- ・ 妊娠、出産
- ・ 保護者の疾病、障がい
- ・ 長期入院等している親族の介護、看護
- ・ 災害復旧
- ・ 就学
- ・ その他、上記に類すると市が認める場合

《申込みに必要なもの》

- 鹿嶋市放課後児童クラブ入会申込書
 - 家庭状況調査票(申込書の裏面)
 - 児童クラブの利用を必要とする事由の証明書
 - 児童クラブの入会に関する同意書兼誓約書
- ※事由によって異なりますので、窓口で直接ご確認ください。

《その他 注意事項》

市内に住所があり、児童クラブ保育料に未納のない方で、同居のご家族や、その他の方も児童の面倒を見ることができない場合に限ります。

問合せ先

教育委員会 社会教育課

TEL：0299-82-2911(代表)